

《論点の柱》

本県のいじめの現状と課題から、特に「深刻化の防止」について各関係機関・団体はどのように取組をすすめ、連携していくべきか。

【現状】

- いじめの認知件数は、過去5年で初めて減少に転じましたが、現在のいじめの定義になった平成25年度以降、過去2番目に多い件数となっています。
- 小学校低学年でのいじめの認知件数が多く、学年が上がるにつれて減少する傾向が見られます。
- いじめの態様は、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の割合が、認知件数全体の半数以上（55.1%）を占めており、全校種とも最も高い状況です。
- その中には、冗談として発言したことや学習のアドバイスをしたことなどが相手に嫌な思いをさせてしまうといった「無自覚ないじめ」や、お互いに悪口を言い合って、相手を傷つけるといった「双方向のいじめ」などが含まれます。

【課題として考えていること】

○いじめ予防教育

いじめの中には、悪意なく相手に嫌な思いをさせてしまう「無自覚ないじめ」や、どちらも加害者でも被害者でもあるといった「双方向のいじめ」などもあります。子どもたちが他者との関わりのなかで、相手の立場に立った行動ができるようにするなど、子どもたち自身で良好な人間関係を構築できるようにする力を育む必要があります。

○教職員の資質向上

いじめの認知件数は減少しましたが、まだまだ見逃されている可能性もあるため、引き続き、法に基づく適切な認知を徹底していく必要があります。

○深刻化の防止

被害が深刻化してしまわないとには、心理の専門家等の意見をふまえた適切な支援や、関係機関等との連携による組織的かつ迅速な対応が必要です。

○保護者対応等

いじめの被害を訴える子どもの保護者が加害とされる子どもに過剰な処罰を求めるなど、学校の対応と保護者の思いに乖離があり、学校だけでは解決が困難な事案が増えています。